

第110回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年6月27日（火）10:00～10:40

2 場 所 中央合同庁舎第2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、
白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務
省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生
労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業
省大臣官房調査統計グループ総合調整室長、国土交通省総合政策局情報政策本部長
（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東
京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成28年度統計法の施行状況について
- (2) 諮問第105号「個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更につ
いて」
- (3) 統計委員会専門委員の発令等について
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第110回統計委員会を開催
いたします。本日は西郷委員、関根委員、宮川委員、嶋崎委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明
してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確
認させていただきます。本日の議事の（1）、統計法の施行状況についてですけれども、

5月の委員会におきまして、総務大臣から御報告いただきました「平成28年度統計法施行状況報告〈基本計画関連事項編〉」が5月に出てまいりましたけれども、それ以外の部分を加えたものを改めて提出いただきました。これが資料1、「平成28年度統計法施行状況報告」の冊子に当たります。このほか、本日は諮問が1件、部会の審議状況等の報告が1件あります。資料2が、個人企業経済統計調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更についての諮問資料です。次に、統計委員会専門委員の発令等についてですが、資料3、資料4に沿って、個人企業経済統計調査の諮問などを審議するために必要な専門委員の発令の説明、部会に所属する専門委員の指名を行います。その後、議事の(4)で、現在部会において御審議いただいている木材統計調査の変更についての部会報告があります。資料は、資料5になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事の統計法の施行状況についてでございますけれども、これにつきましては、5月の報告を肉付けするものと理解しておりますので、現在、審議中の基本計画部会の3つのワーキンググループにおいても、適宜参照して審議を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、何か御質問ございますか。

それでは、引き続きワーキンググループでの審議をよろしくお願いいたします。

法施行状況報告は、統計法の55条に基づいて審議していますが、それに関連して、精度向上に向けた取組、いわゆるPDCAの取組はどのような状況なのか、事務局から御説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、私から状況について御報告いたします。

PDCAの取組は大きく3つの検査をすることになっておりまして、1つ目が、全基幹統計調査を対象とした見える化状況の検査、2つ目が、事業所、企業を報告者とする基幹統計調査を対象とした欠測値・外れ値の原則的な対応を確認する検査、それから3つ目が、建築着工統計の補正調査の標本設計の見直し内容を提案する検査となっております。これらは10月を目途に統計委員会に報告を行うべく検査を現在進めているところでございます。

進捗に関して簡単に内容をそれぞれ御報告いたしますと、見える化状況の検査は、民間委託の支援業者を選定いたしまして、支援業者によって、現在ホームページの閲覧をさせていただいているところでございます。それから欠測値・外れ値の検査は、現在、総務省の検査担当官が各省を訪問して、内容についてヒアリングを行っている最中でございます。それから、建築着工統計の補正調査の標本設計の見直しに関しましては、統計局と、それから統計研究研修所に協力を要請いたしまして、統計研究研修所が国土交通省から統計法の33条に基づいて調査票の提供を受けて、現在、状況について分析中ということになります。いずれにしましても、10月にきちんと御報告ができるよう鋭意取組を進めているところでございます。

報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。着手しているとの報告でしたけれども、スピード感を持つことがとても大切だと思っております。それともう一つは、初めての試みであるということから、どんな形態でもいいので、中間的な報告を早期に受けて、委員会とし

でもチェックしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。実りある中間報告にして、それでフィードバックをできるだけ入れて、いい方向に持っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

では、事務局は対応をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 承知いたしました。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。諮問第105号「個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官室（統計審査官室）付国際統計企画官 それでは、御説明をいたします。資料2を御準備いただければと思います。よろしくお願いいたします。

資料2の1枚目、諮問の本文にありますとおり、今般、総務大臣から基幹統計調査、具体的には個人企業経済調査の変更について申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見を伺うというものでございます。また、今回の調査計画の変更に伴いまして、基幹統計の指定内容、こちらにつきましてもハネ改正が生じますので、併せて御意見を伺いたいと考えております。

具体的な説明につきましては、いつもながら資料の一番下に横書きの「諮問第105号の概要」を準備しておりますので、そちらの方で御説明いたします。

まず1枚目の裏は、この調査の現時点における概要をまとめたものでございます。この調査は、名称が示しますとおり個人企業、具体的には、個人が事業を営んでいるものであって、法人化していないものというのが範囲になっているのですが、その経営実態を明らかにすることを目的としているものです。現状におきましては、製造業、商業部門、それから一部のサービス業ということで、限定された範囲で、報告者数が約3,700と比較的小規模で行われています。

調査系統といたしましては、都道府県経由の調査員調査で行われており、現状は四半期ごとの動向調査、それから年に1回の構造調査、この2本立てで行われています。このうち構造調査につきましては、3月調査で7月公表というスケジュールで行われています。以上が簡単ではございますが、調査の概要でございます。

続きまして2ページ目、この調査の主な利活用を挙げております。資料では大きく2つに区分けをして、行政施策上の利用、もう一つは、国民経済計算の推計における利用ということで整理しました。行政施策上の利用につきましては、税制改正における租税特別措置の検討参考資料ということ、あるいは小規模企業白書の分析資料といったことを例示として挙げております。また、国民経済計算における利活用につきましては、御案内のとおり、年次推計、あるいは四半期推計で用いられているという状況があります。

このような利活用のある調査について今回見直しをするということですが、次の3ページ目に参りまして、具体的な変更事項の説明をする前に、今回の申請に及んだ背景をまとめておきましたので御説明したいと思います。見直しの背景といたしましては、大きく3点要望がなされておりました。1つ目としては、やはり対象産業が限定されているので、その拡大が求められたということ、そして、利活用のためには精度向上が必要であるととも

に、地域統計としての利活用も進める必要があるというものです。これらに対応するためには、文字どおり対象を広げ、報告者数を増やすという必要があるのですが、今は四半期ごとの都道府県経由の調査員調査で行われています。この形のまま報告者数を拡大しますと、都道府県事務を含めた事務量の大幅な増加ということにもつながりますし、ひいては集計スケジュールへの影響ということも懸念されます。ですので、今の形のまま単純に拡大することは困難、実施方法についても抜本的な見直しが必要ということで、今回検討がなされました。

そこで、今御覧のスライドの一番下にありますとおり、四半期調査と年次調査の2本立てになっているものを年次調査に統合する、その上で、民間委託による郵送・オンライン調査に変更する、そうすることで、当初求められていた対象範囲の拡大、報告者数の増加ということを実現しようというものでございます。

それでは、主な変更内容とこれらに係る論点を4ページ目以降でまとめておりますので、順次御説明いたします。今回の変更は平成31年度調査からということですが、調査計画をほぼ全面的に改めるものになります。そういったこともありまして、各事項とも現行がどのように変わるか、そして主な論点は何か、そういったことで構成しています。

まず、調査対象範囲の拡大ですけれども、現在、対象産業が限定されておりますので、これをほぼ全産業に拡大するという計画です。ただ、引き続き調査対象にならない産業も一部ございますので、それらにつきましては、対象にならない理由の確認が論点の一つになろうかと思えます。

次に、報告を求める調査事項、それから調査周期でございますが、現在は、四半期で行われている動向調査、それから、年次で行われている構造調査の2種類ですが、これを年次調査に一本化するということです。この部分の論点といたしましては、調査を一本化しますので、調査事項の取捨選択が発生いたします。ですので、その考え方の確認、それから、以前から検討が求められている電子商取引の取扱い、また、現状の構造調査は3月調査でございますが、これを6月にするという計画ですので、6月調査に変更する理由、また、他調査との関係整理といったことが論点になると考えています。

5ページに参りまして、続きまして報告者の数、それから、調査期間の変更ということでございます。このような調査対象産業の拡大を踏まえまして、今回、標本設計上の層化基準を細かくするということが予定されています。その結果といたしまして、中段にありますが、報告者数は現状の約3,700から約3万7000に増やすことが予定されています。現在3,700で行っている現状におきましては、毎年、全部の入替えが行われているのですが、変更後は3万7000という企業になりますので、一斉に入れ替えるといったことは支障も生じるだろう、そういったことで、現在考えられているのは、3グループに分けて、調査期間を3年間にした上で3分の1ずつ入れ替える、ローテーション・サンプリングを導入するというものです。

論点といたしましては、ローテーション・サンプリングの完全導入までの移行期間というのが当然ございますので、その期間中の手当であるとか、層を今回、細かく区切りますので、対象数がもともと少ないといったところもあろうかと思えます。そういったところ

の配慮といったことが、主な論点となるのではないかと考えております。

それから、6ページ目に参ります。今度は調査方法の変更です。これまで都道府県経由の調査員調査でございましたが、先ほど申し上げたとおり、民間委託の郵送・オンライン調査で行うという計画となっています。ただ、これまで調査員調査の際に、調査員の方々が記入指導など非常に丁寧な対応をなさっていたものが行われなくなるということになりますので、今後の精度維持のためにどのような対応が考えられているか、そこは大きな論点になろうかと考えています。

5番目、集計事項の変更ですが、今回、報告者数を拡大するきっかけとなった要望の一つとして、地域統計の拡充といったことがございます。そういったことも踏まえまして、都道府県別表章の新設といったことが一番大きな変更と考えております。

それから次のページ、7ページ目でございます。変更事項の最後として、公表時期の変更を挙げております。資料では比較上、同じ年次調査であります構造調査との比較で記載しておりますが、現状は3月に調査をして、7月に公表するというスケジュールです。これが変更後の計画では、調査を6月にして、翌年の3月までに公表することとされております。実施後9か月以内ということになります。また、※印でただし書きを付しておりますけれども、今回、全面的な計画の見直しということになりますので、初回の平成31年度調査につきましては、32年度の結果と比較・分析した上で公表したいということですので、32年12月に公表するということが計画されております。

これまで報告者数が3,700、そして、調査員が四半期ごとに巡回をするといった中で行われてきたものが、大きく様変わりいたします。また、報告者数も大幅に増えますので、精度確保のために適切な回収、審査を図らないといけない。そのためには、相応の時間を要することはやむを得ないところかと思われませんが、調査から公表までのスケジュール、利活用上の支障、また、変更直後の31年度調査は、特別な取扱いとなりますので、その辺りの状況については詳細に確認してまいりたいと考えております。

以上が今回、計画されている変更内容ですが、審議に当たっての補足事項として、脚注に※印で1、2と2つ記載しておきました。※の1ですけれども、この調査は、国民経済計算の基礎資料ということで用いられていますので、審議の過程では、国民経済計算を所掌される内閣府との調整状況も確認したいと考えています。またもう一つ、※の2番目でございますが、この調査から作成される統計、個人企業経済統計ですけれども、当初、未諮問基幹統計の審議対象となっておりました。ですので、今回の変更と併せてニーズに対応した統計の作成といった未諮問統計の審議の論点についても併せて確認をしてまいりたいと考えております。

以上が計画の変更内容になります。説明が長くなり恐縮でございます。最後に1枚スライドを準備しております。8ページ目です。今回の変更に伴うハネ改正でございますが、基幹統計の指定内容の変更が生じますので、説明いたします。スライドの一番下に、現在のこの統計の指定内容を記載しております。このうち目的の部分が変更対象になります。中段に新旧の形で表しておりますけれども、現在は、調査目的に対象産業の限定列举がなされています。今回、対象産業を拡大いたしますので、限定列举を外すという変更でござ

います。統計法7条の規定に沿いまして、併せてこの部分も諮問事項に加えさせていただきたいと思ひます。

長くなり恐縮でございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件はサービス統計・企業統計部会に付託しまして、詳細については同部会で審議いただくこととしていますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等ございますか。

私から特段ではないのですが、意見があるのですが、今回、かなり大きな変更です。そして、個人企業ですから、実は非常に重要なものなので、審議はかなり丁寧になさると思ひますけれども、よろしくお願ひいたしますというのがまず一点。それからもう一点は、当然のことですが、この調査は、今度新しくできるビジネスサーベイとの関係もつながってきます。ただ、ビジネスサーベイをどうするかということについての基本的なことはまだ審議されておりませんので、いわば個人企業経済調査の部会審議は、従前どおり、変更内容の適否について個別に審議を粛々と進めていくという形でお願ひしたいと思ひます。ただし、ビジネスサーベイの形が明確になってきたときに、どのように対応するかということについて、その時点で考えざるを得ませんので、そういう意味では、将来的なことも頭の片隅に入れてお願ひいただひて考えていただひきたい。あくまでも審議としては従前の審議でお願ひするという形になります。

いかがでしょうか。特に御意見がなければ、サービス統計・企業統計部会でこれを御審議いただきまして、その結果については本委員会に御報告いただくことといたします。

本日は、西郷部会長、宮川部会長代理とも御欠席ですが、お二人と、それから部会所属の野呂委員におかれましては、充実した部会審議をよろしくお願ひします。

次に、資料3にあるとおり、今回諮問された個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更に関する審議に参加いただくため、専門委員2名の方が、本日6月27日付で任命されております。また、今後の国民経済計算体系的整備部会及び横断的課題検討部会における審議に参加いただくために、3名の方が同じく任命されております。

以上を踏まえて、資料4のとおり、統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、それぞれ指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、産業統計部会に付託されている木材統計調査の変更の審議状況につきまして、川崎部会長から御報告をお願ひいたします。

○川崎委員 それでは、御報告させていただきます。資料は資料5となりますので、こちらを御覧いただひたいと思ひます。

この部会は今月1日に開催されまして、審議事項については一通りの審議を終えております。本日の説明では、資料5の1枚目の整理した表を中心に御説明いたしまして、時々添付している詳細な資料にも触れさせていただきたいと思ひます。

まず、全体について申し上げますと、実はこの統計は、平成17年に既に統計審議会での諮

問されておりまして、その答申の中で、集成材の把握を検討する必要があるということが指摘されています。木材統計調査の変更の中で一番大きな部分は、集成材の部分を追加するというございますので、大きな方向としまして、この部会の中では、資料5の右側のところに審議の状況と記載してございます、基本的に適当という整理の結論となっております。

以下、そういった状況ではありますが、どのような議論がなされたかということを中心にもう少し詳しく申し上げたいと思います。まず1番目の(1)のところ。ここは調査対象の範囲ということですが、これは集成材製造業の追加ということございます。集成材のほかに、CLT、LVLといった種類のものがございますが、これらが最近、非常に重視されていて、また林業の方にも有用であるということで、行政上もかなり重視されているということございます。そういったことでこれらを調査対象に追加しようということで、適当と整理させていただいております。これは1枚めくっていただきますと、3ページ目のところに、集成材、CLT、LVLというのはどのようなものかという簡単な説明をしておりますが、最近、新しい用途として注目されているということございます。そういうことで、ニーズに対応するものということで、適当ということで整理しております。

それから続きまして、1ページの紙に戻りまして、2番目の(2)の報告を求める者に進みます。ここでは標本設計の変更が提案されております。それに伴いまして、調査対象数を削減しながら、精度はあまり低下させないで済むという方法を提案しておられまして、それについての結論としては適当と整理させていただいております。

ここは、1ページの右側の審議の状況の括弧内がやや短い文章なので分かりにくいかと思っておりますので、もう少し丁寧に申し上げたいと思います。2枚目の内側の4ページ目のところに、標本設計の変更というのがございます。これはなかなか適切な、よい標本設計の変更であろうと受け止めました。といいますのは、変更前は、図の左側のところですが、木材製造の工場の設備規模である動力数によって層化して抽出するということをやっておりました。しかし、今回の変更後では、図の右側のところですが、素材消費量という、実際の稼働した量に応じた層化を行うということで、こちらの方がより正確にアウトプットに忠実な層化になっているということです。その点が大事な変更であると思います。

それから、層化をした上での抽出ですが、一番上のグリーンのところの第1階層という消費量の70%を占める部分は、これは全数調査ということで、その下の第2階層や第3階層の素材消費量の少ないところについては抽出を行っていくということで、こうやっていくことによりまして、標本誤差も抑えながら、かつ調査対象数を減らすということになっております。

ということで、1ページの紙に戻っていただきますと、変更前の3,900工場から1,800工場ということになりますが、それでも全体の実績精度は、従来は0.26%となっておりますが、今回は0.34%ということで、大きな影響はないであろうということございます。そういう意味で適当ということございます。

今(2)の①として申し上げたのは基礎調査の年次調査の方ございます。これは一番

詳しくやる調査でございますが、②の月次調査の方は簡易な調査ということになりますが、こちらの方も調査対象を少し絞っていいこうということで、これは重点的に、特に生産量の多い県、全都道府県ではなくて30道県に絞りまして、500工場を抽出して対象としようということでございます。ということで、月次調査の方は、必ずしも年次調査ほどの詳しさをなくても済むということでもありますので、こうやって調査対象の負担軽減、またコストの軽減も図りながら、できるだけ正確な統計を出していいこうということで、このようなやり方でやっても調査の精度には大きな影響はないであろうという見通しが立っております。そういうことで、(2)の②についても適当と判断いたしました。

それから(3)の報告を求める事項に進みますが、これにつきましては、いくつかの調査事項が含まれております。まず①の法人番号の回答欄の追加についてです。これは前回の統計委員会でも御発言がありました。できるだけ多くの統計で、原則法人番号の回答欄を追加していいこうということでありますが、これもそういう意味でも適当であるということでございます。

それから②ですが、これはまさに今回の調査の一番大きな変更のポイントであります。CLT、集成材、LVL等の消費量等の把握ということで、まさに目的に合ったものですので適当ということでございます。それから、この欄の右下の方にゴシック体で記載してございますが、調査項目の用語として「外材」という言葉が調査票の中でも使われているのですが、外材というのは、今の言葉で言えば「輸入材」というのが適当であろうという御指摘がありましたので、その方向で変更していただくこととなっております。

それから③ですが、これは従業者数を把握する事項について削除するというごさいます。これは他の調査でも代替可能であるということで、報告者負担の軽減に寄与するというごさ、これも適当と判断させていただきました。

それから次のページに参りまして、裏側の2ページ目です。④の素材入荷量等を把握する調査事項の内訳区分欄の削除ですが、これも必要性が低下しているということが確認できましたので、削除については適当という判断をしております。

それから(4)の集計事項につきましては、これまで申し上げました調査事項の変更に伴うもので、それらを忠実に統計表として実現しておりますので、これも適当と判断いたしました。

それから続きまして、大きな2の前回答申における課題への対応状況についてで、これは2点ございます。1点目の①は月別調査結果が鉱工業生産指数(速報)に反映されるように公表期日を早期化することを検討するというごさ、それから2点目は、これは今申し上げました集成材の生産量等の把握ということですが、こちらについては申すまでもなく適当ということでございます。1点目の方について申し上げますと、これも適当という判断でございます。実は前回の平成17年8月の答申を受けて、既に早期化は行われておりましたが、一部の月で反映されていないという状況がございました。そこで、それについても、実際に更にスケジュールを詰めていただきまして、反映される範囲が拡大するように見直していただくということになっておりますので、そのようなことで適当ということでございます。

それから、次に大きな3番目ですが、未諮問基幹統計の確認において指摘された「今後の取組の方向性」への取組状況ということでございますが、これについては2点ございます。まず1点目の産業構造と統計調査の体系整備ということですが、これにつきましては、おおむね妥当ですけれども、1点だけ意見が出ております。それはゴシックで書かれた部分でございますが、木材を広い概念で捉えるという観点からしますと、この統計調査のほかに、木材流通統計調査という一般統計調査がございます。これとの関係をもう少しよく整理していくことが必要だろうということでございます。

これは資料といたしましては3ページ目、2枚目の表側の方ですが、下の方に木材統計調査等の調査体系という図がございます。これで御覧いただきますと、上の方に基幹統計調査という木材統計調査がございます。これは先ほど申し上げましたように、年次調査である基礎調査と月別調査に分かれております。これが今回の変更の対象となったものですが、実はこれ以外に、この下に一般統計調査である木材流通統計調査というのがございます。

実は、木材という概念は意外と分かりにくいところがありまして、日常語で言っていますと、我々が材木として、丸太や製材品・合板等の木材製品などとして見るものが大体対象になっておりますが、これが上側の木材統計調査の方です。ところが、下側の木材流通統計調査は、木材の流通を把握するための調査となっており、その対象に集成材やプレカット加工材等の広い範囲を捉えています。また、さらに木材を広い範囲で捉えるとシイタケ原木などは両統計調査の対象になっていません。ただ、実際に経済上、一番影響が大きいのは上側の木材統計調査の方だということで、こちらの方が基幹統計調査ということになっているわけですが、これらの関係について、もう少し今後整備が必要ではないかと考えておりまして、そういう観点からの意見が出ております。これは何らかの形で答申の中には記載していきたいと思っております。

それから2点目でございますが、作成方法の効率化等、オンライン回答のことでございます。この関係では前回の諮問時の統計委員会において、野呂委員からも御指摘がございました。これにつきましては、徐々にではありますが、利用の状況が向上しているということはございます。

ただ、9から10ページ目のところに、農林水産省からの説明内容が要約して記載しております。木材の工場の中には大規模なところ大きいものもございますが、やはり中小の規模のところはかなりたくさんあって、なかなかオンライン回答が難しいというところもあるようです。この中でも特に10ページ目のところに、オンライン回答が難しいといったことの理由を聞き取ったものがございます。この中には、一番に答えにくい理由として、インターネットが利用できないというのがありますし、それから下から2番目ですが、ID、パスワードの管理が面倒、これはオンライン回答システムの本質的な問題なので、いかんともしがたいということもあろうかと思えます。そのようなことで、少しでも上がるように努力していただきたいということで、今後の取組を引き続きお願いするということにしております。以上が検討状況でございます。

この後のことでございますが、この統計委員会ではいろいろ御意見いただきまして、更に

審議が必要となりましたら、もう一回審議いたしますが、もしそうでなければ、これを踏まえまして答申案を作成いたしまして、できれば書面決議という簡易な形で進められたらと思っております。その上で、次回の統計委員会で答申案として御報告したいと考えております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件につきましては、今の御報告にもありましたように、基本的には審議を終えているということのようですが、何か御質問はございますか。非常に丁寧に審議していただきまして、どうもありがとうございます。

特にないようでしたら、答申の取りまとめをこれをお願いいたします。

○川崎委員 承知しました。

○西村委員長 最後に、国民経済計算体系的整備部会におきまして、先週の金曜日に第1回のタスクフォースが開催されました。本日は宮川座長が御欠席ですので、代わって事務局より、参考としての情報提供をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは私から、国民経済計算体系的整備部会に設置されましたSUTタスクフォースの審議状況について報告します。

参考3を御覧ください。参考1、参考2は議事概要ですが、その下にあります。前回の部会の審議状況の御報告の後、5月30日の第5回部会で、SUTタスクフォースを設置することになりました。5月19日の統計改革推進会議の最終取りまとめにおいて、GDP統計の基準年推計の改善に向け、産業連関表の供給・使用表、SUT体系への移行が提言されたことなどを踏まえ、産業連関表のSUT体系への移行及びGDP統計の改善に係る課題等について、関連する基礎統計の改善も含め、基本的な方針、次期基本計画における取り扱い等を効率的、集中的に審議するためです。

所属する委員は宮川座長のほか、川崎委員、西郷委員、中村委員の4名で、中村委員には座長代理をお願いすることになりました。

その後、SUTタスクフォースの第1回会合を6月23日に開催し、これまでの経緯について情報共有した後、今後の当面の審議スケジュールと検討課題を決定しました。また審議には委員4名に加え、本日任命されました専門委員、菅幹雄専門委員と宮川幸三専門委員のほか、審議協力者にも参加していただいております。当面の審議スケジュールは参考3のとおりです。

参考3を1枚おめくりいただき、下に3ページ、右上に「資料2」とあるページを御覧ください。スケジュールの表ですが、8月までにあと3回SUTタスクフォース会合を開催する予定です。第1回会合で決定した検討課題について、第2回会合では関係府省から、第3回会合では専門委員、審議協力者から意見を提示していただき、第4回会合でタスクフォースとしての審議を取りまとめて、次期基本計画に係る答申に盛り込むべき内容を決定します。その結果は、8月の国民経済計算体系的整備部会に報告する予定です。

検討課題については、論点整理メモとして宮川座長から案を提示し、意見交換を行いました。SUTタスクフォースのマנדート・審議の進め方について確認した後、SUTタスクフォースにおける検討課題を提示し、当面の重点審議項目を選定しました。また今後

の審議の進め方として、第2回会合での府省から意見提示、第3回会合での専門委員、審議協力者からの意見提示を依頼しました。詳細は参考3の5ページ以降を御覧ください。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について御質問等ございますか。

少しテクニカルなことが多いのですが、読んでいただくと相当大きな問題が提示されるということが分かると思います。参加されていたのは中村委員と川崎委員ですが、何か追加はありますか。

私としては、統計改革の基本的な考え方ということで、推進会議での最終的な取りまとめに沿った形でやらなければいけないと思っています。SUTに関しては2つ重要なマンドेटがあるわけで、1つはこの体系によって、特にGDP統計の正確さを向上するというのが1点、それからもう一点は、これはSUTだけではないですが、全体としてかかっている、いわゆるコストの削減、特に報告者負担の削減というところが重要になってきますので、この面からきちんとした形で審議していただきたいと考えております。おのずとこういう話になると、総論賛成で各論反対というのではないですが、変えたくないということになりがちなのですが、先ほど言いましたように2つのマンドेटがありますので、マンドेटに沿った形で考えなければいけない。そのときに一番いいやり方をしなければいけないと考えております。そのためには報告者からのいろいろなフィードバック、あるいは各府省からの統計の現場からのフィードバックというのが非常に重要になりますので、次回は各府省からのきちんとしたフィードバックをお願いして、特にコストの削減、報告者負担の削減、野呂委員がいつもおっしゃってくださっていることですが、そういうことから考えていかなければいけない、その中でベストなものを作っていくということにしたいと思います。

非常に重要な課題でありまして、実は先ほど言ったようないろいろな、どうしても既得権益みたいなのが出てきますが、先ほど言いましたが、2つのマンドेट、それから、もう一つの重要な点というのはスケジュールがありますので、このスケジュールに鑑みれば、限られた時間の中であってもしっかりとした方向性を出す必要があります。このため、タスクフォースの関係者の皆様には、引き続き精力的な審議をお願いしたいと思います。事務局は、座長にその旨をお伝えください。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、7月27日木曜日の13時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第110回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。